



鳥取県公報

令和2年2月7日（金）
第9174号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（36）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の休止の届出（37）（ 〃 ）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出（38）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 津波災害警戒区域の指定（39）（河川課）・・・・・・・・・・ 4 |
| ◇ 公 告 | 自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 4 |
| | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・ 5 |

告 示

鳥取県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|---------|-------------|---------------|--------------|---------|-----------|
| 医療法人清生会 | 倉吉市上井町一丁目13 | 訪問看護ステーションあげい | 倉吉市伊木265-1 | 訪問看護 | 平成27年6月1日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|---------|-------------|---------------|--------------|----------|-----------|
| 医療法人清生会 | 倉吉市上井町一丁目13 | 訪問看護ステーションあげい | 倉吉市伊木265-1 | 介護予防訪問看護 | 平成27年6月1日 |

鳥取県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 休止年月日 |
|----------------|-------------------|---------------|---------------|----------|------------|
| 医療法人清生会 | 倉吉市上井町一丁目13 | 訪問看護ステーションあげい | 倉吉市伊木265-1 | 訪問看護 | 平成27年7月31日 |
| 株式会社福山臨床検査センター | 広島県福山市草戸町一丁目23-21 | つばさ薬局 | 米子市上福原五丁目5-40 | 居宅療養管理指導 | 平成25年4月1日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 休止年月日 |
|---------|-------------|---------------|--------------|----------|------------|
| 医療法人清生会 | 倉吉市上井町一丁目13 | 訪問看護ステーションあげい | 倉吉市伊木265-1 | 介護予防訪問看護 | 平成27年7月31日 |

鳥取県告示第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザグザグ倉吉市鍛冶町店 倉吉市鍛冶町一丁目2971-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルイアセットマネジメント 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
岩間 泰典 倉吉市鍛冶町一丁目2971-2
有限会社ウォーキング・ギア・2001 代表取締役 橋本 和枝 倉吉市鍛冶町一丁目2971
山名 秀隆 倉吉市鍛冶町一丁目2971-2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年9月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,313平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 45平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 1か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和2年1月27日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

令和2年2月7日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市企画産業部商工観光課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第39号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 津波災害警戒区域

境港市の区域（次の図に示す部分に限る。）

2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県危機管理局危機管理政策課及び県土整備部河川課並びに境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和元年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員（男女）、航空要員（男）

2 募集期間

令和2年2月10日（月）から同年3月6日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

（1）試験期日

令和2年3月14日（土）

（2）試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和2年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
 - 本部（0857-23-2251）
 - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - 倉吉地域事務所（0858-47-3250）
 - 米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-----------------------------------|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 令和2年3月29日 午前9時から午前 11時20分まで | 倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場 | トラップ射撃 | 7 ¹ / ₂ 号の散弾 | 6人 |
| 令和2年3月9日 午後1時から午後 4時まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | 〃 | 〃 | 5人 |
| 令和2年3月23日 午後1時から午後 4時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------------------|------|
| 令和2年3月3日 午前10時から午後 2時30分まで | 岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 | 大口徑ライフル銃 等射撃 | 大口徑ライフ ル銃等に適合 する実包 | 6人 |
| 令和2年3月10日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和2年3月17日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和2年3月24日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和2年3月31日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 令和2年3月31日 午前9時から正午 まで | 岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場 | 〃 | 〃 | 3人 |
|-----------------------------|---------------------------|---|---|----|

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。